

お客さま 各位

新エネルギー開発株式会社

電気供給約款【低圧】の変更について

電気供給（取次）約款【低圧】別紙、および電気供給約款【低圧】別紙を2023年10月1日付で以下の通りに変更いたしますのでご案内申し上げます。

変更内容としては、中部エリアのプラン内容の変更およびプランの追加に伴う条項の追加を行います。

電気供給（取次）約款【低圧】および、電気供給約款【低圧】の変更内容。

変更前	変更後													
<p style="text-align: center;"><b>附則</b></p> <p>1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、<b>2023年7月1日</b>から実施いたします。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附則</b></p> <p>1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、<b>2023年10月1日</b>から実施いたします。</p>													
<p style="text-align: center;"><b>別紙IV</b> <b>(中部電力エリア)</b></p> <p>1 <b>契約種別</b> 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="329 1129 1288 1276"> <thead> <tr> <th colspan="2">契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従量電灯 (電灯契約)</td> <td>ベーシックB プランC</td> </tr> <tr> <td>動力契約</td> <td>低圧動力プラン</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <b>従量電灯</b> (1) ベーシックB イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。 (ロ) 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流と動力契約の契約上使用できる最大電力(キロワット)との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。 ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と動力契約の契約上使用できる最大電力(キロワット)との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。 この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 □ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p>	契約種別		従量電灯 (電灯契約)	ベーシックB プランC	動力契約	低圧動力プラン	<p style="text-align: center;"><b>別紙IV</b> <b>(中部電力エリア)</b></p> <p>1 <b>契約種別</b> 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1682 1129 2641 1314"> <thead> <tr> <th colspan="2">契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">従量電灯 (電灯契約)</td> <td>ベーシックB プランC</td> </tr> <tr> <td><b>ベーシックBセット割</b></td> </tr> <tr> <td>動力契約</td> <td>低圧動力プラン</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <b>従量電灯</b> (1) ベーシックB イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。 (ロ) 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流と動力契約の契約上使用できる最大電力(キロワット)との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。 ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と動力契約の契約上使用できる最大電力(キロワット)との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。 この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 □ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p>	契約種別		従量電灯 (電灯契約)	ベーシックB プランC	<b>ベーシックBセット割</b>	動力契約	低圧動力プラン
契約種別														
従量電灯 (電灯契約)	ベーシックB プランC													
動力契約	低圧動力プラン													
契約種別														
従量電灯 (電灯契約)	ベーシックB プランC													
	<b>ベーシックBセット割</b>													
動力契約	低圧動力プラン													

変更前

変更後

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。また、標準電圧50ヘルツで供給している区域については50ヘルツで供給いたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。また、標準電圧50ヘルツで供給している区域については50ヘルツで供給いたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けません。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けません。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整(1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整(1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

基本料金	契約電流 10 アンペア	286 円 00 銭
	契約電流 15 アンペア	429 円 00 銭
	契約電流 20 アンペア	572 円 00 銭
	契約電流 30 アンペア	769 円 95 銭
	契約電流 40 アンペア	1046 円 59 銭
	契約電流 50 アンペア	1320 円 25 銭
	契約電流 60 アンペア	1594 円 91 銭
従量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 40 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 87 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 24 銭

基本料金	契約電流 10 アンペア	288 円 09 銭
	契約電流 15 アンペア	432 円 14 銭
	契約電流 20 アンペア	576 円 18 銭
	契約電流 30 アンペア	864 円 27 銭
	契約電流 40 アンペア	1152 円 36 銭
	契約電流 50 アンペア	1440 円 45 銭
	契約電流 60 アンペア	1728 円 54 銭
従量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 69 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 03 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 89 銭

(2) プランC

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と動力

(2) プランC

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と動力

変更前

変更後

契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。また、標準電圧 50 ヘルツで供給している区域については 50 ヘルツで供給いたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。また、標準電圧 50 ヘルツで供給している区域については 50 ヘルツで供給いたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表「5 負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表「3 契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表「5 負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表「3 契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「8 契約容量および契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設置していただきます。

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「8 契約容量および契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設置していただきます。

なお、当社、新エネルギー開発または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

なお、当社、新エネルギー開発または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整(1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整(1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1 か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

基本料金は、1 か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	285 円 39 銭
---------------------	------------

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	288 円 09 銭
---------------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。

変更前		変更後	
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 11 銭	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 69 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 06 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 03 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 87 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 89 銭
		<p>(3) ベーシック B セット割</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。</p> <p>(ロ) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、と契約電流と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認められたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。</p> <p>この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(ハ) 当社とのガス使用契約が締結されていること。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>(ロ) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>ニ 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。</p>	

変更前	変更後
-----	-----

--	--

### 3 低圧動力プラン

#### (1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

#### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。また、標準電圧50ヘルツで供給している区域については50ヘルツで供給いたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

#### (3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

#### (4) 契約電力

- イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表「5 負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等の特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表「8（契約容量および契約電力の算定方法）」に準じて算定いたします。

##### (イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

基本料金	契約電流10アンペア	288円 09銭
	契約電流15アンペア	432円 14銭
	契約電流20アンペア	576円 18銭
	契約電流30アンペア	864円 27銭
	契約電流40アンペア	1152円 36銭
	契約電流50アンペア	1440円 45銭
	契約電流60アンペア	1728円 54銭
従量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23円 12銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円 32銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円 05銭

### 3 低圧動力プラン

#### (1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

#### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。また、標準電圧50ヘルツで供給している区域については50ヘルツで供給いたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

#### (3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

#### (4) 契約電力

- イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表「5 負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等の特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表「8（契約容量および契約電力の算定方法）」に準じて算定いたします。

##### (イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

変更前	変更後																																								
<p>(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち</p> <table border="1" data-bbox="329 310 1288 489"> <tr><td>最初の6キロワットにつき</td><td>100パーセント</td></tr> <tr><td>次の14キロワットにつき</td><td>90パーセント</td></tr> <tr><td>次の30キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr> <tr><td>50キロワットをこえる部分につき</td><td>70パーセント</td></tr> </table> <p>□ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「8 (契約容量および契約電力の算定方法)」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社、新エネルギー開発または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(5) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="329 1184 1288 1224"> <tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>1030円 93銭</td></tr> </table> <p>□ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <table border="1" data-bbox="299 1432 1314 1579"> <tr><td rowspan="2">夏季料金</td><td>100時間までの1キロワット時につき</td><td>16円 94銭</td></tr> <tr><td>100時間超過分の1キロワット時につき</td><td>19円 38銭</td></tr> <tr><td rowspan="2">その他季料金</td><td>100時間までの1キロワット時につき</td><td>15円 39銭</td></tr> <tr><td>100時間超過分の1キロワット時につき</td><td>17円 61銭</td></tr> </table> <p>ハ 力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表「6 加重平均力率の算定」により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合 ((4)イ(ロ)により契約電力を定める場合を含みます。) は基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表「7 進相用コンデンサ取付容量基準」の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。 なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。</p>	最初の6キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント	契約電力1キロワットにつき	1030円 93銭	夏季料金	100時間までの1キロワット時につき	16円 94銭	100時間超過分の1キロワット時につき	19円 38銭	その他季料金	100時間までの1キロワット時につき	15円 39銭	100時間超過分の1キロワット時につき	17円 61銭	<p>(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち</p> <table border="1" data-bbox="1682 310 2641 489"> <tr><td>最初の6キロワットにつき</td><td>100パーセント</td></tr> <tr><td>次の14キロワットにつき</td><td>90パーセント</td></tr> <tr><td>次の30キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr> <tr><td>50キロワットをこえる部分につき</td><td>70パーセント</td></tr> </table> <p>□ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「8 (契約容量および契約電力の算定方法)」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社、新エネルギー開発または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(5) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1682 1184 2641 1224"> <tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>1143円 38銭</td></tr> </table> <p>□ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1641 1432 2674 1579"> <tr><td rowspan="2">夏季料金</td><td>100時間までの1キロワット時につき</td><td>16円 58銭</td></tr> <tr><td>100時間超過分の1キロワット時につき</td><td>19円 38銭</td></tr> <tr><td rowspan="2">その他季料金</td><td>100時間までの1キロワット時につき</td><td>15円 07銭</td></tr> <tr><td>100時間超過分の1キロワット時につき</td><td>17円 61銭</td></tr> </table> <p>ハ 力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表「6 加重平均力率の算定」により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合 ((4)イ(ロ)により契約電力を定める場合を含みます。) は基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表「7 進相用コンデンサ取付容量基準」の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。 なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。</p>	最初の6キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント	契約電力1キロワットにつき	1143円 38銭	夏季料金	100時間までの1キロワット時につき	16円 58銭	100時間超過分の1キロワット時につき	19円 38銭	その他季料金	100時間までの1キロワット時につき	15円 07銭	100時間超過分の1キロワット時につき	17円 61銭
最初の6キロワットにつき	100パーセント																																								
次の14キロワットにつき	90パーセント																																								
次の30キロワットにつき	80パーセント																																								
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント																																								
契約電力1キロワットにつき	1030円 93銭																																								
夏季料金	100時間までの1キロワット時につき	16円 94銭																																							
	100時間超過分の1キロワット時につき	19円 38銭																																							
その他季料金	100時間までの1キロワット時につき	15円 39銭																																							
	100時間超過分の1キロワット時につき	17円 61銭																																							
最初の6キロワットにつき	100パーセント																																								
次の14キロワットにつき	90パーセント																																								
次の30キロワットにつき	80パーセント																																								
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント																																								
契約電力1キロワットにつき	1143円 38銭																																								
夏季料金	100時間までの1キロワット時につき	16円 58銭																																							
	100時間超過分の1キロワット時につき	19円 38銭																																							
その他季料金	100時間までの1キロワット時につき	15円 07銭																																							
	100時間超過分の1キロワット時につき	17円 61銭																																							

変更前	変更後
<p>ニ その他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>(6) その他 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。</p>	<p>ニ その他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>(6) その他 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。</p>